

SORAアーティスト事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共施設を音楽演奏やパフォーマンスを行う場所として開放し、アーティストたちが互いに切磋琢磨して、創造して表現する場を提供するとともに、市民が文化芸術に親しむ場を作ることを目的とするSORAアーティスト事業の実施及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SORAステージ 市内の公共施設の敷地や公園等の公共的なスペースを、市民が気軽に文化芸術に触れる機会を増やし、文化芸術活動の発表の場として開放するため、市が屋外に設定した場所をいう。
- (2) SORAアーティスト 市が実施する審査に合格し、市が発行するSORAステージライセンス証（以下「ライセンス証」という。）の交付を受けたものをいう。

(使用日時等)

第3条 SORAステージが使用可能な期間、日時等は、施設の管理者が指定した期間、日時等とする。

(使用者)

第4条 SORAステージを文化芸術活動に使用できるのは、SORAアーティストのみとする。

(費用負担)

第5条 ライセンス証の交付及びSORAステージを使用する際の費用は、徴収しない。ただし、SORAステージでの発表、準備等にかかる費用は、SORAアーティスト自身の負担とする。

(使用予約)

第6条 SORAステージを使用しようとするSORAアーティストは、利用を希望する日の7日前までに、市に連絡し使用予約をしなければならない。

(予約の変更及び取消し)

第7条 前条の規定による予約を変更し、又は取り消す場合は、悪天候等やむを得ない場合を除き、原則として予約日の3日前までに市に連絡するものとする。この場合において、SORAアーティストが、市に無断で予定を変更し、又は取り消した場合は、市は、当該SORAアーティストに対し、SORAアーティストとしての活動を制限する等の措置をとることができるものとする。

2 当日の悪天候等により急遽中止する場合は、SORAアーティストが中止の判断を行うものとし、当該SORAアーティストから使用予定のSORAステージの窓口及び大

和市へ連絡を行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、急な荒天等によりSORAアーティスト及び観客の安全確保が難しいと市が判断したときは、SORAステージの使用を中止させることができる。この場合において、市は、当該SORAアーティストがSORAステージの使用のために負担した交通費その他の経費の補填は行わない。

(準備)

第8条 SORAアーティストは、パフォーマンス当日の予約時間前までにSORAステージ毎に指定した窓口において、ライセンス証を提示し、のぼり旗を受け取り、SORAステージ内にのぼり旗を掲出したうえで、パフォーマンスを開始しなければならない。

- 2 機材、道具、衣装等の搬入及び搬出は、SORAアーティスト自身が行うものとする。ただし、搬入及び搬出の際、SORAステージまでの車両の乗り入れはできないものとし、駐車場等はSORAアーティスト自身が確保するものとする。

- 3 更衣スペース等が必要な場合は、SORAアーティスト自身が確保するものとする。

(遵守事項)

第9条 SORAアーティストは、SORAステージでパフォーマンスを行うにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) パフォーマンス中には、ライセンス証を提示できるようにしておくこと。
- (2) 未成年者がパフォーマンスする場合は、成人の同伴者を伴うこと。
- (3) 観客に危険が及ばないように、パフォーマンスの範囲と観客との間に適切な距離を確保すること。
- (4) 大音量での音響機材の使用は禁止とし、アンプを使用しない形態でのパフォーマンスを原則とすること。ただし、最小限のポータブルアンプにあつては、使用することができるものとするが、周辺から苦情又は注意を受けたときは、速やかに音量を下げなければならない。
- (5) 火気、刃物等の危険物を使用したパフォーマンスを行わないこと。
- (6) 公序良俗に反するもの、危険なパフォーマンスを伴うもの又は特定の宗教、信条に偏るパフォーマンスを行わないこと。
- (7) 工作物等の施設を損傷しないこと。損傷した場合は、直ちに施設管理者および大和市に報告し、SORAアーティストの責任のもと原状回復すること。
- (8) 観客が周辺の通行の支障になっている場合は、パフォーマンスを中断し、声をかけて通路を確保すること。必要に応じて、SORAアーティストが交通誘導員を配置すること。
- (9) 観客から投げ銭を受け取ることはできるが、投げ銭入れを持ち回る等の行為により、観客が断りづらい状況にすることは行わないこと。また、投げ銭を求める場合の口上は、観客に不快感を与えないように配慮すること。
- (10) 物品販売行為は行わないこと。

(11) 他人の著作物を使用する場合は、SORAアーティスト自身が必要な手続きを行い、著作権法（昭和45年法律第48号）およびその他関連法令の規定に反しないこと。

(12) この要領のほか、道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の各SORAステージの関係法令を遵守すること。

（報告）

第10条 SORAアーティストは、パフォーマンス終了後、会場の原状回復を行い、清掃のうえ、のぼり旗を各施設の指定の窓口に返却し、パフォーマンス終了の報告を行うものとする。

（申込）

第11条 SORAアーティストとして活動することを希望するものは、市が指定する日までに「SORAアーティスト申込書（第1号様式）」「同意書（第2号様式）（申請者および構成メンバーが未成年の場合のみ）」を市長に提出しなければならない。

（資格）

第12条 前条の規定による申込ができるもの（そのものが個人である場合にはその者を、そのものが団体等である場合には当該団体等のすべての構成メンバーをいう。この条において同じ。）は、次の各号のいずれにも該当するものとし、年齢、住所、国籍等は不問とする。ただし、申し込みをするもののうち、未成年者の場合は、あらかじめ保護者の同意を得なければならない。

(1) 市内での活動が見込まれ、ライセンス証発行から1年以内に1回以上パフォーマンスを行うことができるもの

(2) 大和市暴力団排除条例（平成23年9月29日条例第4号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないもの

（審査）

第13条 第11条の規定による申込があったときは、市は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める審査を行う。

(1) 一次審査 申込書類に基づく書類審査

(2) 二次審査 審査員によるパフォーマンスの現地審査

2 前項各号に定める審査は、別に定める基準に基づいて行うこととする。

（交付）

第14条 市は、前項各号に定める審査に合格したものに対し、その旨を前条第1項に掲げる審査の区分ごとに通知し、同項第2号に掲げる審査に合格したものに対しては、「SORAステージライセンス証（第3号様式）」を交付するものとする。ただし、複数人が属するSORAアーティストのライセンス証の交付は、第11条の規定による申込を行ったものに対して、まとめて行うこととする。

（有効期間）

第15条 ライセンス証の有効期間は、当該ライセンス証の交付日から起算して1年間と

する。

(登録年月日が1月1日の場合、同年12月31日まで)

(更新)

第16条 ライセンス証の登録又は更新の後1年以内にSORAステージにおいて1回以上活動した実績があるSORAアーティストについては、前条の有効期間が満了したときは、自動的にライセンス証の有効期限が1年間更新されるものとする。

(取消し)

第17条 SORAアーティストが次の各号のいずれかに該当するときは、市はライセンス証の取消し、審査会への参加制限等の措置をすることができる。

- (1) 申請内容に虚偽があった場合
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 音量や人だかり等の迷惑行為について、複数回の苦情があり、改善が見られない場合
- (4) 観客誘導や交通整理、荷物管理などの現場管理を行っていない場合
- (5) ライセンス証を他人に譲渡し、又は貸与した場合
- (6) 使用予約をせずに、SORAステージを市に無断で使用した場合
- (7) SORAステージ各施設の管理者の指示に従わなかった場合
- (8) SORAアーティストとして不適切であると大和市が判断した場合

(責任)

第18条 観覧客、通行人等とのトラブル、持ち込み機材等の盗難、パフォーマンス及び誘導等に起因する事故並びに第三者へ与えた損害等については、SORAアーティストが全責任を負い、市は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第19条 市は撮影したパフォーマンスに関する画像、動画等を、市のホームページ、広報紙、ポスター、チラシ等に事業の周知及び市のPRの目的で、自由に使用できるものとする。

2 本規約に定めのない事項、本規約の解釈等において疑義が生じた場合は、市とSORAアーティストとの協議のうえ定めるものとする。

3 運営上の事情などにより、本要領を予告なく改正し、又は廃止する場合がある。

附 則

この要領は、令和6年 月 日から施行する。